

## 別紙

### 1 審査会の結論

平成21年3月25日付けの「平成18年度、各保健所長から福祉保健部長あてに送信された動物管理月報FAX送信票の福祉保健部長が受信したもの」についての開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、対象公文書の一部を保有していないとして平成21年4月6日付けで宮崎県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

### 2 本件決定について

本件請求に対して、実施機関は、平成18年度各保健所長から福祉保健部長あての動物管理月報FAX送信票として、「引取ねこ月報」「狂犬病予防月報」及び「犬取締条例月報」の3つを対象公文書として特定し、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号。以下「本条例」という。）に基づき、次の2つの決定を行っている。

- (1) 「引取ねこ月報の平成18年4月から平成19年2月分」について全部開示決定
- (2) 「引取ねこ月報の平成19年3月分、狂犬病予防月報及び犬取締条例月報の平成18年4月から平成19年3月分（以下「本件公文書」という。）」について不存在を理由とした不開示決定

このうち、本件で異議申立ての対象となっている決定は、(2)である。

### 3 異議申立ての趣旨等

#### (1) 異議申立ての趣旨

本件決定の取り消しを求める。

#### (2) 異議申立ての理由の要旨

本件決定は次のとおり、違法、無効である。

ア 本件決定は、文書保存期間に基づく廃棄処分等の正当な理由によるものでなく、実施機関が「提出したくない」という不正な動機に基づき、

本件決定の対象となった公文書を抜いて提出したとしか解されない。実施機関の行為は公文書等毀棄罪（刑法第258条）に該当する。

その理由は次のとおりである。

- (ア) 動物管理月報FAX送信票の文書保存期間は3年である。
- (イ) 異議申立人が別に開示を受けた平成19年度及び20年度の同送信票は、一つのファイルに綴じられているのを原本で確認している。それにも関わらず、平成18年度の引取ねこ月報が平成18年4月から19年2月まで保存され、累計が記載されている3月分のみ全保健所保存されていないのは、不自然かつ不合理である。
- (ウ) 同一文書内の狂犬病予防月報、犬取締条例月報を平成18年度分全て破棄する合理的な理由がない。
- (エ) 実施機関は、内容が同じとされる保健所（送信側）保有の文書について、本件決定の際、その保有の可能性を全く教示していない。動物管理月報FAX送信票は、不自然に修正された数値が書き込まれていることから、送信側と受信側の文書が同一である保証はない。
- (オ) 異議申立人は、平成20年1月に「平成16、17、18年度犬の捕獲抑留処分業務に係る捕獲依頼の受付簿、捕獲抑留犬の台帳、業務日誌、行方不明犬等の届け出が分かる台帳やデータベース等、保健所と犬管理所で使用されているもの（メモ等含む）」の文言で開示請求を行っているが、実施機関は平成18年度の同送信票を対象公文書として開示していない。同送信票がこの請求に該当しない根拠はなく、実施機関は、何らかの不正な理由で提出しなかったとしか解されない。その背景として、同送信票をもとにした各保健所の業務概要及び衛生管理課業務概要の数値が一致せず、不正な操作によりデータがねつ造されていることを異議申立人は確認している。

### 3 異議申立てに対する実施機関の説明

#### (1) 対象公文書の内容

##### ア 引取ねこ月報

保健所の、引取ねこの件数と匹数、放置ねこの件数および匹数、処分頭数及び苦情処理件数等を月毎に集計したものとその累計数

##### イ 狂犬病予防月報

畜犬登録頭数、狂犬病予防注射頭数、捕獲頭数、引取頭数、返還頭数及び殺処分頭数等を月毎に集計したものとその累計数

##### ウ 犬取締条例月報

犬に関する苦情件数とその内容及び指導票の交付等について月毎に集

計したものとその累計数

(2) 本件決定の理由

本件決定に係る対象公文書を保有していない。

(3) 異議申立人による異議申立ての理由に対する意見

動物管理月報 F A X 送信票は、引取ねこ月報、狂犬病予防月報及び犬取締条例月報の 3 枚よりなっているが、各月報には、当該年度の 4 月からその報告月までの累計も記載されている。

本件決定で不開示となった公文書については、当課の執務室及び書庫を何度も探索したが存在しなかったものである。存在しない明確な理由は不明であるが、当該年度の各月報は別々に綴じられていることから、狂犬病予防月報及び犬取締月報については、紛失又は誤って廃棄したものと考えられる。

また、引取ねこ月報については、年度分の統計データを作成する際、累計が記載されている 3 月分のみを取り出した後、紛失又は誤って廃棄したと考えられる。

保存期間内の対象公文書が存在しないのは事実であり、開示請求後に故意に廃棄したり、当該文書を抜いて提出したものでない。

なお、本件決定後に異議申立人との話し合いにより、内容が同じである各保健所所有の「動物管理月報 F A X 送信票」を異議申立人の了解の上、提供しており、実施機関に異議申立人が主張するような隠匿の意志はない。

4 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 2 1 年 6 月 9 日	諮問を受けた。
平成 2 1 年 7 月 2 1 日	実施機関から本件決定に係る「公文書不開示決定理由書」の提出を受けた。
平成 2 1 年 8 月 1 9 日	異議申立人から「公文書不開示決定理由書」に対する意見書の提出を受けた。
平成 2 1 年 9 月 1 1 日	諮問の審議を行った。
平成 2 1 年 1 0 月 2 6 日	諮問の審議を行った。

## 5 審査会の判断理由

### (1) 本件公文書の存否について

実施機関は、本件公文書は紛失又は誤って廃棄したものと主張する。

これに対し異議申立人は、実施機関が「提出したくない」という不正な動機に基づき、本件決定の対象となった公文書を抜いて提出したとしか解されないと主張する。

ア 異議申立人はその理由として、平成19年度及び平成20年度の動物管理月報FAX送信票は一つに綴じられていたにも関わらず、平成18年度分は引取ねこ月報の一部が存在し、その他が存在しないのは不合理である旨主張する。

そこで、まず、実施機関における対象公文書の取扱い、探索、紛失又は廃棄の顛末について検討する。この点に関し、実施機関からの主張をまとめると次のとおりとなる。

(ア) 動物管理月報FAX送信票の文書保存期間は3年である。

(イ) 平成19年度及び平成20年度の対象公文書については、3種類の月報がまとめて綴じられていたが、平成18年度分は、別々に綴じられていた。

(ウ) その平成18年度分の各月報は、統計データ作成のため3月分のみ取り出し、狂犬病予防月報、犬取締条例月報いずれかのファイルに綴じた。

(エ) それら各月報の3月分を含んだ狂犬病予防月報、犬取締条例月報のファイルは、その保存期間満了前に、書庫の整理の際、廃棄した可能性が高い。なお、3月分を除いた引取ねこ月報は廃棄されなかったため、引取ねこ月報の平成18年4月から平成19年2月分は残った。

(オ) 本件請求後、実施機関において本件公文書を複数回探索している。

上記について検討すると、まず、本件公文書について保存期間満了前に紛失又は廃棄しており、公文書の管理上適切ではないが、その他実施機関における対象公文書の取扱い、探索、廃棄等の顛末の主張において、不合理な点は認められない。

また、平成19年度及び平成20年度の同送信票については既に開示決定を行っていること、本件決定後に異議申立人に送信側である各保健所保有の文書を提供していることから、実施機関に本件公文書を隠匿する特段の理由を見いだすことはできない。

よって、審査会としては、本件公文書は紛失又は廃棄によって存在していないと認める。

イ 続いて、異議申立人が当該主張を行う他の理由について検討する。

異議申立人は、既に開示を受けた同送信票は不自然に修正された数値が書き込まれているなど、不正な操作によりデータはねつ造されており、送信側の公文書が本件公文書と同一である保証はない旨主張する。

しかし、審査会としては、上記のとおり本件公文書が存在しないと認定しており、この点については判断しない。

また、異議申立人は、平成20年1月18日付けの別の文言で行った開示請求に対し、実施機関は動物管理月報FAX送信票を開示していないと主張するが、この点については、当諮問案件の対象ではないので判断しない。

## (2) 異議申立人によるその他の主張についての判断

異議申立人は、実施機関の行為は公文書等毀棄罪（刑法第258条）に該当すると主張するが、この点は当審査会の判断しうるところではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 付言

本条例に定める公文書開示制度が適正かつ円滑に機能するためには、開示請求の対象となる公文書が適正に管理されていることが不可欠である。本件における実施機関の公文書の管理は、その点において適切さを欠くものである。

今後、実施機関においては、公文書の保存、廃棄に関する定めを遵守し、公文書の適正管理に努めるよう要望する。